

牛久市教育委員会 11月定例会会議録

1. 日 時 令和3年11月25日(木) 午後1時30分
2. 場 所 牛久市役所分庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・五十嵐 登喜子・吉原 英夫・八木橋 晴美
4. 委員以外  
の出席者 教育部長 吉田 茂男  
次長兼学校教育課長 川真田 英行  
次長兼生涯学習課長 大里 明子  
教育企画課 課長 吉田 充生  
指導課 課長 市村 毅  
文化芸術課 課長 糸賀 珠絵  
スポーツ推進課 課長 高橋 頼輝  
中央図書館 館長 斎藤 正治  
指導課 課長補佐 河村 博行  
教育企画課 課長補佐 山口 功  
教育企画課 副参事 近藤 絹
5. 欠席者 なし
6. 会議録署名人 八木橋 晴美
7. 議事事項 諮問第 4号 牛久市教育支援委員会への諮問について  
報告第30号 専決第7号 牛久市教育支援委員会への諮問について  
報告第31号 牛久市教育支援委員会答申について  
報告第32号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
8. その他

教育企画課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	<p>皆さん、改めましてこんにちは。</p> <p>昨日は、中学校で中学3年生が同級生を刺殺するという痛ましい事件がありました。改めて、学校の安全とか安心というものを考えさせられるなと思いました。日々の授業作りから始まって、学校の安心・安全というのをいま一度考え直すよい時期かなと思いました。</p> <p>一方で住井すゑ文学館が11月3日にオープンしまして、毎日たくさんのお客さんが来ているというのを聞きました。すばらしいです。このままずっと入ってくれるといいなと思っております。よろしくお願いします。</p> <p>また今日は、現代美術展というのやっています、向台小学校児童が参観に行ったということで、子供たちが行って、本物の芸術家と触れ合うということ</p>

<p>教育長</p>	<p>をしているということで、牛久の文化・芸術もすばらしいなど、地域の方々と子供たちが学んでくれればよいなと思っています。</p> <p>一方で、シャトーが今苦戦に立っておりますので、これも学校が何とか支援して、子供たちの学びの場になってくれればなということも思いながら過ごしている、ここ数日です。</p> <p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 八木橋晴美委員を指名する。</p>
<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>初めに、諮問第4号「牛久市教育支援委員会への諮問について」、報告第30号「専決第7号 牛久市教育支援委員会への諮問について」、報告第31号「牛久市教育支援委員会答申について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。</p> <p>本議案については非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りします。非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p> <p>諮問第4号について出席者全員の賛成を得る。 報告第30号について質疑を受ける。 報告第31号について質疑を受ける。</p> <p>以上で委員会の非公開を解除します。</p> <p>次に、報告第32号「牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条</p>

<p>教育企画課長</p>	<p>例施行規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>報告第32号につきましてご説明いたします。</p> <p>牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。これ児童クラブのことになります。この規則は市長において改正した規則ですので、教育委員の皆様には追ってお知らせすることになります。</p> <p>改正の内容ですが、児童クラブの管理及び運営につきまして、実態に即した規定にするため、改正をしたものです。内容としましては、岡田小児童クラブの定員を160名から120名にすること。児童クラブへの入退級の申請受付締切日を明確に規定しておりませんでしたので、締切日について前月の25日までというふうに明記すると。それと、申請様式を現状に即したものに改めることなどの改正になります。</p> <p>入退級等の申請につきましては、今年の8月から9月にかけて児童クラブへの通級の自粛、コロナでしたので、自粛を求めました。その際に、申請の締切日の設定が必要であるというふうに判断いたしまして、この際、締切日を設定して申請手続の流れを明確化することで、適切で誤解のないような運用を行おうとするものです。</p> <p>それから、様式の改正につきましては、就労証明について、市長部局の方、例えば保育園とかでも就労証明など提出する場面が多いんですけども、児童クラブの規則については、就労証明書について様式を丁寧に定めてありまして、実は就労証明というのは国の様式が定まっていまして、頻繁に改正があります。その頻繁な改正でその都度、規則のほう、教育委員会の規則のほうで改めるといふふうになるとタイムラグが生じるということもありまして、この際、市では様式を定めずに国の様式を使っていた。そうすると、市役所、保育園のほうに出す書類、保育園のほうに出す就労証明についても児童クラブに出す証明についても同じ様式を使えるというふうに、利用者の便宜を図ったものでございます。したがって、規則から外しました。就労証明については様式を規則から外しています。その他については、様式については便宜上、細かい文言是正をしたものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、次に、予定価格130万円以上の工事計画及び予定価格100万円以上の教育財産の取得について、お願いします。</p>
<p>次長兼学校教育課長</p>	<p>2件ほどございます。</p> <p>まず1件目が、令和3年度おくの義務教育学校浄化槽改修工事ということで、</p>

<p>教育長</p>	<p>おくの義務教育学校の北校舎、南校舎の浄化槽の改修になります。経年劣化で機能低下ということで、特にあちらは霞ヶ浦流域ですので、基準も厳しくなっております。これは毎年少しずつ、一気に直す形ではなくて、少しずつ直していくような状況です。ここ数年、続けてやっています。198万円、税込みの設計額及び予定価格になっているかと思えます。今、発注準備前の段階でございます。</p> <p>続きまして2件目といたしまして、同じくおくの義務教育学校の電気設備の更新工事ということで、こちらも保安管理業務委託業者より指摘がありまして、高圧気中開閉器、これ敷地と東電側の境目にあつて、雷とか、あとこちら側の不具合で東電側に影響を与えないように遮断する装置だそうです。そういったものの更新工事だったり、あと給湯室内の更新、あと廊下等の電灯盤の更新等の工事で148万5,000円、これもこれから今、発注の直前の段階でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>以上で、本日の議事は終了いたしました。</p> <p>これにて11月定例会を終了いたします。</p> <p>次の定例会は、令和3年12月23日、市役所分庁舎2階第2会議室、午後1時半の開催となります。</p> <p>コロナウイルス感染拡大防止のため、出席者は課長職以上としております。また、場合によっては会議室等変更しますので、よろしく申し上げます。</p>
------------	--